

東京学芸大学附属特別支援学校校則の一部改正について

改正理由：東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部改正及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(休業日)</p> <p>第11条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(3) 開校記念日 6月15日</p> <p>(4) 夏季休業日として校長が定める日</p> <p>(5) 冬季休業日として校長が定める日</p> <p>(6) 春季休業日として校長が定める日</p> <p>2 校長は、前項に規定するもののほか、教育上必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。</p> <p>(報告義務)</p> <p><u>第12条</u> 校長は、前条第2項及び第3項の規定により休業日の変更等を行ったときは、<u>運営部長を通じて学長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>第13条</u> 〔省略〕</p> <p>第4章 入学、編入学及び転入学 (入学時期)</p> <p><u>第14条</u> 入学（幼稚部にあつては、入園。以下同じ。）の時期は、学年の始めとする。ただし、<u>第19条</u>に規定するものについては、この限りでない。</p> <p><u>第15条～第19条</u> 〔省略〕</p> <p>第5章 教育課程、授業時数及び教科用図書 <u>第20条・第21条</u> 〔省略〕</p> <p>第6章 学習の評価、課程修了の認定及び卒業 <u>第22条～第24条</u> 〔省略〕</p> <p>第7章 留学、休学、転学及び退学</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(休業日)</p> <p>第11条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(3) 開校記念日 6月15日</p> <p>(4) 夏季休業日として校長が定める日</p> <p>(5) 冬季休業日として校長が定める日</p> <p>(6) 春季休業日として校長が定める日</p> <p>2 校長は、前項に規定するもののほか、教育上必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。</p> <p>(報告義務)</p> <p><u>第11条の2</u> 校長は、前条第2項及び第3項の規定により休業日の変更等を行ったときは、<u>学長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>第12条</u> 〔省略〕</p> <p>第4章 入学、編入学及び転入学 (入学時期)</p> <p><u>第13条</u> 入学（幼稚部にあつては、入園。以下同じ。）の時期は、学年の始めとする。ただし、<u>第18条</u>に規定するものについては、この限りでない。</p> <p><u>第14条～第18条</u> 〔省略〕</p> <p>第5章 教育課程、授業時数及び教科用図書 <u>第19条・第20条</u> 〔省略〕</p> <p>第6章 学習の評価、課程修了の認定及び卒業 <u>第21条～第23条</u> 〔省略〕</p> <p>第7章 留学、休学、転学及び退学</p>

第25条～第28条 〔省略〕

(出席停止)

第29条 校長は、児童が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に該当するときは、当該規定により出席を停止させることができる。

2 校長は、前項の措置を行ったときは、その状況を速やかに運営部長を通じて学長に報告しなければならない。

第30条・第31条 〔省略〕

(除籍)

第32条 幼稚部の幼児又は高等部の生徒で、次の各号のいずれかに該当する者は、校長が除籍する。

(1)・(2) 〔省略〕

2 前項に規定するもののほか、高等部の生徒で、次の各号のいずれかに該当する者は、校長が除籍する。

(1) 〔省略〕

(2) 第27条第1項及び第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

第8章 表彰

第33条 〔省略〕

第9章 検定料、入学料及び授業料

第34条～第37条 〔省略〕

第10章 雑則

第38条～第40条 〔省略〕

〔省略〕

附 則

この校則は、令和6年4月1日から施行する。

第24条～第27条 〔省略〕

(出席停止)

第28条 校長は、児童が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に該当するときは、当該規定により出席を停止させることができる。

2 校長は、前項の措置を行ったときは、その状況を速やかに学長に報告しなければならない。

第29条・第30条 〔省略〕

(除籍)

第31条 幼稚部の幼児又は高等部の生徒で、次の各号の一に該当する者は、校長が除籍する。

(1)・(2) 〔省略〕

2 前項に規定するもののほか、高等部の生徒で、次の各号の一に該当する者は、校長が除籍する。

(1) 〔省略〕

(2) 第26条第1項及び第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

第8章 表彰

第32条 〔省略〕

第9章 検定料、入学料及び授業料

第33条～第36条 〔省略〕

第10章 雑則

第37条～第39条 〔省略〕

〔省略〕